

令和 6 年度採用



社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会 一般職員（正職員）募集要項

1 職種・採用予定人員、受験資格、職務内容及び採用予定日

職 種	採用予定 人 員	受験資格
一般職員	若干名	1 1988年4月2日から2006年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校卒業以上の学歴免許を取得、または卒業見込みの者（※） （※）長期勤続によるキャリア形成を図るため若年層の募集 2 採用後、新十津川町内に居住できる者 3 普通自動車運転免許、または取得見込みの者
職務内容		
社会福祉協議会が行う各種事業や、組織の運営管理等に関わる常勤一般職員（正職員）として、地域福祉事業・ボランティア事業の企画運営、福祉関係団体の支援、福祉サービスなどに係る相談援助（高齢者、障がい者、生活困窮者などの相談）などの職務		
採用予定日		
令和6年4月1日～ 随時		

2 採用試験

- (1) 試験日 随時
- (2) 試験会場 新十津川町農村環境改善センターみらいえ
〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央306番地3
電話 0125-76-2600
- (3) 試験内容 ア 小論文試験（60分）
イ 個人面接試験（約20分）

3 合格発表

採用試験後、1週間以内に通知します。

4 申込方法等

(1) 申込方法

次の書類を直接または郵送により提出してください。

ア 受験申込書（指定様式）

イ 学校基本法に基づく最終学歴の卒業見込証明書または卒業証明書

(2) 申込受付期間

適宜

(3) 申込書等様式

新十津川町社会福祉協議会総務課へ直接請求するか、本会のホームページ（※）からダウンロードしてください。

（※）ホームページ <https://shintotsukawa-shakyo.or.jp/>

なお、様式の郵送を希望する場合は、封筒の表に「職員採用資格試験申込書等請求」と朱書きし、返信用封筒（A4判が入る大きさで、宛名を明記し、120円切手を貼付）を同封したものを送付してください。

(4) 申込書等の受付及び請求先

〒073-1103

北海道樺戸郡新十津川町字中央306番地3 農村環境改善センターみらいえ

社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会 総務課

5 勤務条件等

勤務地	社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会 北海道樺戸郡新十津川町字中央306番地3 (新十津川町農村環境改善センターみらいえ内)
勤務時間等	平日8時45分～17時30分(休憩60分)の1日7時間45分、1週38時間45分です。
休日・休暇	土日祝日、年末年始(12月31日～1月5日) その他、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業等の制度があります。
給与等	本会規程に基づき決定 1 初任給 (1) 高卒の場合 166,600円(高卒初任給基準額)(年1回昇給)

	<p>(2) 短卒の場合 179,100円 (短卒初任給基準額) (年1回昇給)</p> <p>(3) 大卒の場合 196,200円 (大卒初任給基準額) (年1回昇給)</p> <p>(民間企業等における経歴を換算する制度があります)</p> <p>2 手当等 住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当 (年2回)、寒冷地手当、退職手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給</p>
福利厚生	<p>加入保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険</p> <p>健康管理 定期健康診断を毎年実施</p>
試用期間	6か月

6 その他

- (1) この試験で提出された書類等は、原則として返却できません。
- (2) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

7 問合せ・応募提出先

社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会 総務課

〒073-1103

北海道樺戸郡新十津川町字中央 306 番地 3 農村環境改善センターみらいえ

電話 0125-76-2600